

## P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いしております。

### 相続空き家の特例

それ程頻繁に出てくるわけではありませんが、相続税の申告では、亡くなられた方がお住まいになっていた住宅を相続人が相続される場合があります。取得された相続人の方が、既に別の住宅にお住まい、利用することが出来ず、維持管理費も発生することから、売却を考えている方もいます。

その時に、相続等で取得した被相続人居住用住宅(土地・建物)を売却した場合で、一定の要件を満たすときは、通常、譲渡所得金額から3,000万円までを控除できる制度があります([措置法35条の2](#))。

この特例は、高齢化や人口減少により、相続で空き家が残されるケースが急増していることや古く使われない家屋が放置されるのを少しでも防ぐために設けられた制度です。このため昭和56年5月31日以前に建築された耐震基準満たさない建物とその敷地の譲渡に適用されます。

したがって、この特例を利用しようとする相続人は、被相続人の居住用家

屋が「旧耐震基準」の時期に建築されていたことを証明しなければなりません。しかし、建物登記がされていない場合には、どうするのかとい問題があります。

そこで、その居住用家屋が未登記であった場合には登記事項証明書が存在しないため、代替的な書類が必要になります。例えば、建物の建築確認済証、検査済証、建築請負契約書で建築年月を確認します。

その他、この特例を適用する一般的な要件としては次のものがあります。

- ① 被相続人が一人暮らしで住んでいた家屋であること
- ② 相続の開始から譲渡までに、他人に貸していないこと
- ③ 譲渡時に耐震リフォームを行うか、家屋を取り壊して土地を売ること
- ④ 譲渡期限(令和9年12月31日まで)に売却すること
- ⑤ 譲渡価格が1億円以下であること

事務所・P5より・・

**編集後記** こちらでは、雨が例年より極端に少ないように感じます。そうなると水不足が心配になりますが、関東では、利根川・荒川水系の貯水率が高い(80~90%以上)ことから今のところ安定しているそうです。

**編集発行** 株式会社プランニングファイブ(P5)

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 431

## 令和7年9月1日

### 出張旅費規程

います([2025/8/26 France 2](#))。

フランスの公的債務は8月26日現在で3兆4千億ユーロ(日本円では600兆円)で、1秒間に5千ユーロ(同90万円)増加しているようです。一概に我が国の国債残高との比較はできませんが、我が国ではその2倍の債務を抱え、1秒間に100万円ずつ増加していても、与野党含めてバラマキの政策が主流です。

### 連載中の台風の発生数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2025						2	7	5					14
2024						2	2	6	8	3	4	1	26
2023			1	1	1	3	6	2	2		1		17
2022			2	2	2	5	7	5	1	1			25
2021	1	1	1	2	3	4	4	4	1	1			22
2020					1	1	8	3	6	3	1		23
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29
2017				1	1	8	6	3	3	3	2		27

8月は5個の台風が発生しました。台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を「日本に上陸した台風」とされていますが、上陸数は7月1個、8月1個とのこと。ここ5年間では上陸件数は最大3個と少なくなっています。

HPリンク⇒

pdfで作成しています。  
下線部分は元資料にリンクできます。



## 2025年9月の税務・総務予定

### (税務)

\*個人消費税の中間納期限(中間が必要な方)(中間年1回の方)

9月1日(月)

振替日 9月29日(月)

中間申告(年1回)が必要な人は、直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超え、400万円以下である事業主です。

### (総務他)

\*防災訓練

COVID-19関連のデータはホームページ(HP)に掲載しております。

今月は、企業の宿泊費、日当などの税務上の旅費についての話題です。

旅費は、業務遂行のために必要な出張・移動に伴う支出をいい、原則として法人税法・所得税法上ともに「必要経費(個人)」または「損金(法人)」に算入できます。もちろん、その支出が業務上必要か否か、合理的かつ社会通念上相当な範囲かが重要な判断基準となります。

これらの旅費については、次のようなものがあります。

### ① 出張旅費

- \* 交通費(鉄道・航空機・バス・タクシー・自家用車燃料代等)
- \* 宿泊費(ホテル代、旅館代等)
- \* 出張中の食事に要する費用(合理的範囲内の手当や実費)
- \* 通信費や雑費(出張に直接伴うもの)

これらは業務上必要と認められる限度で経費処理が可能です。

### ② 日当・出張手当

通常、法人が役員や従業員に支給する「出張日当」は、実費弁償的な性格を有する限りは課税されません。

これらの処理をする場合には、実費精算と定額支給の二つの方法があります。実費精算(reimbursement of actual expenses)は、出張の都度、実際に要した交通費・宿泊費を領収書に基づき精算しますので、一般的には問題が少ない方法です。

一方、定額支給(per diem)は、日当・宿泊代を一定額で決める方式で、出張する人にとっては簡便で、会社にとっても事務負担が少ないメリットがあります。また通常の職場以外での業務のため普段と違う経費も発生するでしょうから、それらを踏まえて決められています。欧洲(独・仏)ではこの定額制度が多くなっています。米国では、米政府(GSA)が都市ごとに宿泊費・食費の日額基準を公表し、多くの企業がこれを参考に採用しています。日本では、実費中心ですが、定額制度も一部使われています。

日本の企業では、旅費規程を作成しているところが多いようです。

ちなみに、日本の定額制度に定められている日当は、一般的に国内出張で2,000~3,000円としている例が多いようです。

そこで、通常企業で作成されている旅費規程の一例を示しておきます。もちろん会社の規模、業種、地域によってもこの数字は異なります。

### 出張旅費規程(sample)

...

#### 第〇条(宿泊料)

宿泊料は、出張地における宿泊費用の実費を支給する。ただし、上限額を次のとおりとする。

大都市(東京23区、大阪市、名古屋市、福岡市、札幌市)

: 15,000円/泊

その他の都市 : 12,000円/泊

#### 第〇条(日当)

日当は、出張に伴う食費・雑費等の補填を目的として支給する。

日当の額は、次のとおりとする  
宿泊を伴う出張 : 2,500円/日

日帰り出張(片道100km以上、または所要時間6時間以上)

: 1,500円/日

半日以内の出張 : 支給しない

### 国内宿泊費(旧:宿泊料)基準額

#### 一夜につき

#### 単位円

	改正前(定額)		改正後(実額上限)	
	甲地方	乙地方	東京都	沖縄県
内閣総理大臣	19,100	17,200	40,000	23,000
指定職	14,800	13,300	27,000	15,000
10級以下	13,100 ~8700	11,800 ~7800	19,000 今後適時見直し	11,000

改正後の基準額では、福島県、鳥取県など一般的に地方は安くなっています。宿泊費は、定額方式から上限付きの実額方式と改められています。もちろん基準額であっても実情に応じて増額が可能な措置が執られています。それは余り意味が無いように思いますが。海外出張は、省令をご覧下さい。

### 国内宿泊手当(旧:日当)の定額

#### 一夜につき

#### 単位円

	改正前(日当)	改正後(宿泊手当)
内閣総理大臣	3,800	2,400
指定職	3,000	
その他	2,600~1,700	

(参考)「国家公務員等の旅費制度の見直しについて(省令編)」[ファイナンス2025/2](#)

## 2025年9月の予定

SHONAN TAX OFFICE  
<https://www.shonantax.jp/>